

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による許可に係る包括同意基準

横 須 賀 市 建 築 審 査 会

昭和 60（1985 年）年 10 月 1 日

昭和 62（1987 年）年 11 月 16 日

平成 12（2004 年）年 6 月 14 日

平成 17（2005 年）年 8 月 24 日

令和元（2019 年）年 11 月 19 日

改正 令和 4（2022 年）年 3 月 1 日

1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下、「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項ただし書による許可（以下、「日影の許可」という。）に係る建築審査会の同意を求められた場合、日影の許可申請に係る建築物（以下、「計画建築物」という。）の日影の影響が軽易な建築物にあらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものである。

2 適用の範囲

この基準は、計画建築物及びその敷地が次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

- （1）計画建築物の高さが建築基準法別表第 4（以下、「別表第 4」という。）（は）欄に掲げる数値以下のもの。
- （2）次のアからウに該当するもの。
 - ア 計画建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心から隣地境界線までの距離が 3 メートル以上であること。
 - イ 建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ法定規制値に 10 分の 9 を乗じた数値以下であること。
 - ウ 計画建築物のほかに建築物がないものとみなした時に生じる真太陽時の 8 時から 16 時の各時間の日影線が、別表第 4（は）欄の高さにおける水平面において敷地境界線から 5 メートル以内に収まるもの。
- （3）日影の許可を受けた建築物の敷地の区域において、増築し、改築し、又は移転する場合に、不適格な等時間日影を生じさせている既存建築物の日影に、新たな建築物の日影により、実態として日影の増加がないもの。

3 建築審査会の同意

この包括同意基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

4 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準により日影の許可をしたときは、速やかに電子メールの送信の方法により各委員に報告するものとする。この場合において、委員から許可に係る建築計画に

ついて説明を求められたときは、直近で開催される建築審査会において、当該建築計画の概要を報告しなければならない。

附則

（施行期日）

この基準は、昭和 60 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この基準は、昭和 62 年 11 月 16 日より施行する。

附則

この基準は、平成 12 年 6 月 14 日より施行する。

附則

この基準は、平成 17 年 8 月 24 日より施行する。

附則

この基準は、令和元年 11 月 19 日より施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 3 月 1 日より施行する。